

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分: b グリーン調達)

(取得区分: 1 委員会報告情報)

### 1) 件名

- 化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）の一部を改正する政令の公布

### 2) 内容

- 2024年7月10日に化審法の一部を改正する政令が公布された。

第一種特定化学物質に PFOA 関連化合物が指定され、現行の PFOA（ペルフルオロオクタン酸）又はその塩から規制範囲が拡張。

- 改正の概要

#### (1) 第一種特定化学物質の指定

化審法第2条第2項に規定された第一種特定化学物質として、以下の化学物質が指定された。

①ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が八のものに限る。）（PFOA の異性体）又はその塩

②ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル=ヨージド、八：二フルオロテロマーアルコール及び厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）

(2) ペルフルオロオクタン酸関連物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、「はつ水性能 又は はつ油性能を与えるための処理をした生地」等を指定。

(3) ペルフルオロオクタン酸関連物質を使用することができる用途及び期限を指定。

(4) 取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品として、当分の間、(1) で指定された化学物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。

- 施行日

(1) ①は2024年9月10日

(1) ②及び(2)～(4)は2025年1月10日

### 3) SEAJ コメント

- 化審法改正に対する対応に関しましては、各社の判断で行って下さい。

### 4) 添付情報・資料

- なし

### 5) 関連情報

- 官報 URL [2024kaiseireibun\\_pfoa-related.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/2024kaiseireibun_pfoa-related.pdf)

### 6) その他

- なし